# 定款

アクシスＩＴパートナーズ株式会社

令和７年１月１日改定

# 第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、アクシスＩＴパートナーズ株式会社と称し、英文では AXIS IT Partners Corp.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．コンピュータソフトウェアの開発、コンピュータハードウェア、ソフトウェアの販売、保守サービス

２．コンピュータシステム導入に関する助言および指導

３．コンピュータシステムによる事務処理の代行

４．ＥＣ（電子商取引）サイトおよびウェブサイトの運営、商品販売および管理

５．コンピュータ機器およびネットワーク機器導入に関わる電気通信工事事業

６．電気工事、電気通信工事の請負業

７．労働者派遣事業

８．有料職業紹介事業

９．広告代理店業およびそのコンサルティング業務およびその代理

１０．コールセンターの運営および管理

１１．ＩＴに関するスクールの運営および教育に関する事業

１２．事務用機器および事務用家具、事務用品の販売

１３．日用品雑貨、書籍、医薬品、化粧品、食品等の販売および仕分け、梱包、発送および配送業務

１４．不動産の賃貸および管理

１５．前各号に関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を鳥取県鳥取市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

（公告の方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第２章　株式

（発行可能株式の総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、260,000 株とする。

（単元株式数）
第７条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

（自己株式の取得）
第８条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
２．取得請求権付株式の取得を請求する権利
３．募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

# 第３章　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月 31 日とする。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第 309 条第２項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 18 条　株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第 4 章　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第 19 条　当会社の取締役は 10 名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 20 条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任については、累積投票によらない。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役の任期）

第 22 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役の報酬等）

第 23 条　取締役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

②　取締役会は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

③　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会議事録）

第 27 条　取締役会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席取締役および出席監査役がこれに記名押印または電子署名を行い、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）等の間に同法第 423 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第 30 条　当会社の監査役は 5 名以内とする。

（監査役の選任の方法）

第 31 条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第 33 条　監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

（常勤の監査役）

第 34 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 35 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会議事録）

第 37 条　監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行い、10 年間当会社の本店に備え置くものとする。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の責任免除）

第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に同法第 423 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基

づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章　計算

（事業年度）

第 40 条　当会社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

（剰余金の配当）

第 41 条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。

②　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日最終の株主名簿に記載または記録ある株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当）

第 42 条　当会社は、取締役会の決議により、毎年 2 月末日を基準日として中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第 43 条　剰余金の配当および前条の中間配当が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附則

（商号変更の効力発生）

第 44 条　定款第 1 条（商号）の変更は、2025 年 1 月 1 日に効力を生じるものとする。なお、本条は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

第 45 条　当会社が、2025 年 1 月 1 日に株式分割を行う場合の基準日は、2024 年 12 月 31 日とする。

第 46 条　第 45 条および本条は、2025 年 1 月 1 日の経過をもってこれを削除する。

第 47 条　第 6 条（発行可能株式の総数）は、2025 年 1 月 1 日からその効力を生じる。なお、本条は、定款第 6 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

第 48 条　第 7 条（単元株式数）は、2025 年 1 月 1 日からその効力を生じる。なお、本条は、定款第 6 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

第 49 条　第 8 条（自己株式の取得）は、2025 年 1 月 1 日からその効力を生じる。なお、本条は、定款第 6 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

第 50 条　第 9 条（単元未満株主の権利制限）は、2025 年 1 月 1 日からその効力を生じる。なお、本条は、定款第 6 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。

（平成 5 年 9 月 3 日　　設　立）
（平成 13 年 12 月 28 日　一部変更）
（平成 18 年 5 月 17 日　一部変更）
（平成 26 年 4 月 30 日　一部変更）
（平成 30 年 1 月 12 日　一部変更）
（平成 31 年 3 月 13 日　一部変更）
（令和元年 6 月 21 日　一部変更）
（令和元年 9 月 1 日　一部変更）
（令和元年 11 月 1 日　一部変更）
（令和 2 年 10 月 1 日　一部変更）
（令和 2 年 11 月 20 日　一部変更）
（令和 3 年 11 月 26 日　一部変更）
（令和 4 年 2 月 4 日　一部変更）
（令和 6 年 12 月 20 日　一部変更）
（令和 7 年 1 月 1 日　一部変更）